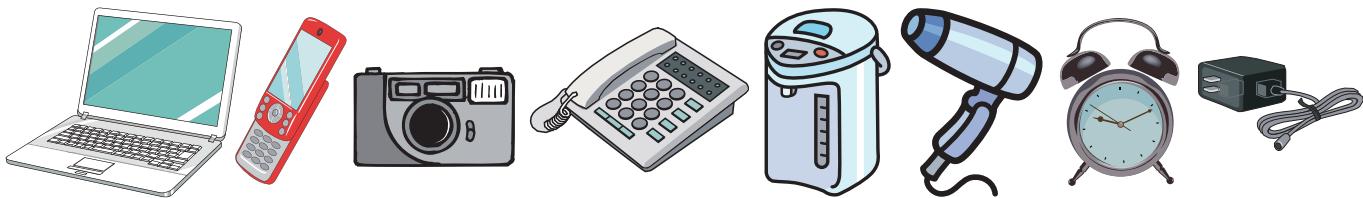


使用済小型家電

資源物の日に透明か
半透明の袋に入れて出す

※ただし 45 ℥ 以下の袋に限ります。



- ・使用済小型家電とは、コンセント又は電池電源の小型電子機器等のことをいいます。
- ・使用済小型家電の中にある充電池や乾電池等は、必ず外す。
- ・また、外した乾電池等は、充電池・乾電池専用の拠点回収ボックス（P17 参照）に入れる。
- ・ノートパソコン及び携帯電話は、市役所本庁舎、総合支所などに設置してある専用の拠点回収ボックスに、個人情報（電話帳、保存データーなど）は必ず消去し、充電池は外してから出す。
ただし、デスクトップ型パソコンなど拠点回収ボックス（投入口縦 10 cm × 横 40 cm 以内）に投入できないものについては、鹿屋市資源センター（P20 参照）へ持ち込む。
- ・電気照明器具についている蛍光管等は、必ず外してから出す。
外した蛍光管は、蛍光管専用の拠点回収ボックス（P17 参照）に入れる。また、白熱球や豆電球、グロー球、ナツメ球などは、燃やせないごみに出す。
- ・使用済小型家電の中に入っているビデオテープ・カセットテープ・ゲームソフト・MD・CD・DVD・BD は、取り除いて、燃やせるごみに出す。
- ・金属部分が 8 割以上の小型家電は、資源物の日に金属類（その他金属類）として出す。

「パソコン・携帯電話回収ボックス」設置場所及び回収時間帯

設置場所名		所在地	電話番号	閉設日	開設時間	
鹿屋	鹿屋市役所	共栄町	(0994) 31-1115	年末年始 土・日・祝	8:30～17:15	
	大姶良出張所	田淵町	(0994) 48-2014			
	花岡出張所（花岡地区公民館）	古里町	(0994) 46-2021	年末年始		
	高須出張所（高須地区学習センター）	高須町	(0994) 47-3152			
	高隈出張所（高隈地区交流促進センター）	上高隈町	(0994) 45-2001			
串良	串良総合支所	串良町岡崎	(0994) 63-3112	年末年始 土・日・祝	8:30～17:15	
吾平	吾平総合支所	吾平町麓	(0994) 58-7111	年末年始 土・日・祝	8:30～17:15	
輝北	輝北総合支所	輝北町上百引	(099) 486-1111	年末年始 土・日・祝	8:30～17:15	

使用済小型家電対象商品一覧表

○拠点回収品目

1	P C (ノートブック型)
2	P C (デスクトップ型)
3	携帯電話
注	投入口（10cm×40cm）に入らない物は、鹿屋市資源センターへ持込

○車用品類

4	ETC 車載ユニット
5	VICS ユニット
6	カーCDプレーヤー
7	カーDVDプレーヤー
8	カーメディアプレーヤー
9	カーアンプ
10	カーカラーテレビ
11	カーステレオ
12	カースピーカー
13	カーチューナー
14	カーナビゲーションシステム
15	カーラジオ

○映像機器類

16	B D レコーダー／プレーヤー
17	B S / C S アンテナ
18	C S 専用アンテナ
19	C S デジタルチューナー
20	D V D レコーダー／プレーヤー
21	カメラ
22	ケーブルテレビ用受信機
23	地上デジタルチューナー
24	デジタルカメラ
25	ビデオカメラ（放送用を除く）
26	ビデオテープレコーダー
27	ビデオプロジェクション
28	プロジェクター
29	モニター（電子計算機用）

○暖房機器類

30	電気カーペット（コード、リモコンのみ） ※カーペット部分は燃やせるごみ
31	電気ストーブ※ ¹

○音響機器類

32	C D プレーヤー
33	I C レコーダー
34	M D プレーヤー
35	アンプ
36	ステレオセット
37	スピーカーシステム
38	デジタルオーディオプレーヤー（フラッシュメモリ）
39	デジタルオーディオプレーヤー（HDD）
40	ラジオカセットレコーダー
41	電気ギター
42	電子キーボード
43	ヘッドホン及びイヤホン
44	ラジオ放送用受信機

○一般家庭用機器類

65	家庭用ミシン
66	電気アイロン
67	電気照明器具
68	電気掃除機
69	時計

○家庭用医療機器類

70	家庭用医療用物質生成器（アルカリイオン整水器など）
71	家庭用吸入器
72	家庭用磁気・熱療法治療器
73	家庭用電気・光線治療器
74	家庭用マッサージ・浴用機器及び装置
75	電子血圧計
76	電子体温計
77	電子体重計
78	補聴器

○理容用機器類

79	電気かみそり
80	電動歯ブラシ
81	ヘアドライヤー

○電動工具類

82	電気ドリル（電池式も含む）※ ¹
83	電気のこぎり※ ¹
84	その他の電動工具※ ¹

○通信機器類・その他

85	コード類・(ACアダプター・延長コードなど)
86	キーボード・マウス・テンキー
87	携帯用電気ランプ(懐中電灯など)
88	電子辞書
89	電卓
90	電話機
91	ファクシミリ
92	フォトプリンター
93	プラグ・ジャック
94	プリンター(インクジェット式)
95	リモコン

○おもちゃ類

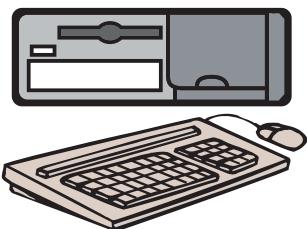
60	携帯型ゲーム機
61	ゲーム用コントローラー
62	据置型ゲーム機
63	電子機器内蔵のおもちゃ
64	ハンドヘルドゲーム（ミニ電子ゲーム）

※ 1 その他金属類で資源物の日にしてください。

※ 2 フロン類を使用している空気清浄機等は市で処分することができませんので、持増産業株（0994-45-2690）にお問い合わせください。

パソコンリサイクル品

パソコンリサイクル品として
処分する方法もあります



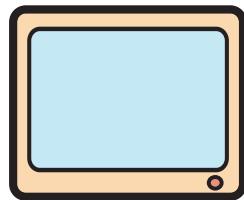
デスクトップ
パソコン（本体）



ノート
パソコン



CRT
ディスプレイ



液晶
ディスプレイ

- ご購入時の標準添付品（マウス、キーボード、スピーカー、ケーブルなど）も一緒に回収します。マニュアル、CD-ROM、FDは含みません。
- プリンタ等の周辺機器、ワープロ専用機、PDA（携帯情報端末）は対象となりません。

メーカーの問合せ先を調べる方法

一般社団法人 パソコン3R推進協会

に問合せてください。

ホームページ <http://www.pc3r.jp>

電話 03-5282-7685

排出の方法

- 電話でメーカーに回収の申し込みをする。
- 「回収・再資源化料金振込用紙」が送られてくる。
- 郵便局等で料金を支払う。（郵便振替は全社共通）

※ メーカーによっては他の方法もあります。



平成15年10月1日以降に購入したパソコンで、
左記マークのついたものは、②・③の作業が省かれます。

- 専用の「ゆうパック伝票」が送られてくる。
- 自分で梱包したものに「ゆうパック伝票」を貼る。※ 輸送中に壊れない程度の簡単な梱包でよい。
- 郵便局に電話で「戸口集荷」を依頼するか、持ち込む。（料金は戸口集荷・持ち込みいずれも同じ。）